公益財団法人世田谷区保健センター職員の昇任選考に関する規則

平成元年 11 月 1 日
財世保規則第 4 号

（目　的）

第１条　この規則は、公益財団法人世田谷区保健センター職員の昇任のための選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（職務分類基準）

第２条　職員の職を職務の複雑性と責任の度合いに基づき分類した職務分類基準は、別表第１に定めるところによる。

（昇　任）

第３条　昇任とは、職務分類基準に属する職に任用されている職員を当該基準中同一職種で、かつ、その職より上位の職務の級に属する職に任命することをいう。

（昇任選考の基準）

第４条　昇任の方法は選考によるものとし、昇任の受験資格及び選考基準については、別表第２に定めるとおりとする。

（職層への任用）

第５条　職員の職層への任用は、前条に規定する昇任選考の基準を満たすものの中から、選考及び書類審査により理事長が決定する。

（実施細目）

第６条　この規則の実施のための手続き、その他必要な事項については、理事長が別に定める。

付　則

この規則は、平成元年 11 月 1 日から施行する。

付　則（平成 2 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 7 年 4 月 30 日規則第 1 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 30 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（平成 7 年 10 月 31 日規則第 3 号）

この規則は、平成 7 年 11 月 1 日から施行する。

附　則（平成 21 年 12 月 25 日規則第 12 号）

この規則は、平成 22 年１月１日から施行する。

附　則（平成 22 年 12 月 1 日規則第 9 号）

この規則は、平成 23 年 2 月１日から施行する。

附　則（平成30年2月28日規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附　則（令和5年4月3日規則第2号）

この規則は、令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第１（第２条関係）　全部改正〔平成 21 年規則 12 号〕一部改正〔平成 29 年度規則 4 号〕

職務分類基準（１）

職務の級	職　務
６級職	局長又はこれに相当する職の職務
５級職	課長又はこれに相当する職の職務
４級職	課長補佐又はこれに相当する職の職務
３級職	係長、副係長又はこれに相当する職の職務
２級職	主任又はこれに相当する職の職務
１級職	係員の職務

適用職種　給料表（１）、（４）、（５）を適用する職種に適用する。

職務分類基準（２）

職務の級	職　務
４級職	統括技能長の職務
３級職	技能長の職務
２級職	技能主任の職務
１級職	係員の職務

適用職種　給料表（２）を適用する職種に適用する。

職務分類基準（３）

職務の級	職　務
３級職	所長又はこれに相当する職の職務
２級職	課長又はこれに相当する職の職務
１級職	係長、主査又はこれに相当する職の職務

適用職種　給料表（３）を適用する職種に適用する。

別表第２（第４条関係）　一部改正〔平成２年規則１号・７年１号・７年３号・29年度４号、令和５年度２号〕全部改正〔平成21年規則12号〕

昇任選考の基準

ア

職務名	職務の級	職層名	任用資格基準
一般事務等	２ 級	主 事 （主 任）	採用区分《一般採用》主事歴５年以上の者 《経験者採用Ⅰ》主事歴３年以上の者 《経験者採用Ⅱ》主事歴２年以上の者 （主任職昇任選考）
	３ 級	主 事 （係 長）	２級職歴５年以上で年齢５８歳未満の者 （係長職昇任選考）
	５ 級	副参事 （課 長）	３級職歴１年以上又は旧昇任制度（令和 5 年度改正）下で４級職にある年齢５６歳未満の者 （管理職選考）
	６ 級	参 事 （局 長）	５級職歴６年以上の者 （管理職選考）

イ

職務名	職務の級	職層名	任用資格基準
技能・業務系	２ 級	主 事	１級職歴１６年以上の者
	３ 級	主 事	２級職歴４年以上の者
	４ 級	主 事	３級職歴３年以上の者

ウ

職務名	職務の級	職層名	任用資格基準
医師	２ 級	副参事 （課 長）	医歴９年以上の者
	３ 級	参 事 （所 長）	医歴１７年以上の者で、２級の職に２年以上在職した者

エ

職務名	職務の級	職層名	任用資格基準
診療放射線技師・臨床検査技師・栄養士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等	２ 級	主 事 （主 任）	採用区分《一般採用》主事歴５年以上の者 《経験者採用Ⅰ》主事歴３年以上の者 《経験者採用Ⅱ》主事歴２年以上の者 （主任職昇任選考）
	３ 級	主 事 （係 長）	２級職歴５年以上で年齢５８歳未満の者 （係長職昇任選考）
	５ 級	副参事 （課 長）	３級職歴１年以上又は旧昇任制度（令和 5 年度改正）下で４級職にある年齢５６歳未満の者 （管理職選考）

オ

職務名	職務の級	職層名	任用資格基準
保健師・看護師等	２ 級	主 事 （主 任）	採用区分《一般採用》主事歴５年以上の者 《経験者採用Ⅰ》主事歴３年以上の者 《経験者採用Ⅱ》主事歴２年以上の者 （主任職昇任選考）
	３ 級	主 事 （係 長）	２級職歴５年以上で年齢５８歳未満の者 （係長職昇任選考）
	５ 級	副参事 （課 長）	３級職歴１年以上又は旧昇任制度（令和 5 年度改正）下で４級職にある年齢５６歳未満の者 （管理職選考）

備考１　表に掲げる資格年数をその者の有する他の有用な経験年数をもって充てることができる場合の基準は、別に定める。

２　ア、エ、オの昇任選考において、２級の任用資格基準に示す採用区分（経験者採用）については次のとおりとする。

《経験者採用Ⅰ》

対　　象	一定の職務経験から即戦力として従事することができ、財団職員としての成長とさらなるキャリア向上が期待できる者。
業務従事歴	(1) 採用までの職歴において、直近１０年中通算４年以上の業務従事歴を有すること。 (2) 一つの企業等での継続した３年以上の経験を有すること。

《経験者採用Ⅱ》

対　　象	十分な職務経験から即戦力として従事することができ、早期に財団の中心的職員として活躍することが期待できる者。
業務従事歴	(1) 採用までの職歴において、直近１４年中通算８年以上の業務従事歴を有すること。 (2) 一つの企業等での継続した３年以上の経験を有すること。

※１　一つの企業等での継続した業務従事歴が 2 年しかない者を採用する場合にあっては、不足する年数を「主任職選考の対象に必要な年数」に加算することにより対応する。

※２　業務従事歴には、週 29 時間以上の業務を積算する（雇用の正規・非正規は問わず）。ただし、保健センター及び総合福祉センターにおける非常勤職員（月 16 日以上）としての勤務経験を有する者は、その期間も業務従事歴に含むこととする。

３　ア、エ、オの昇任選考において、４級は管理職（５級）昇任予定者の待機期間の職位とするため、選考基準は設定しない。

４　イの昇任選考において、３級の欄は、技能長又はこれに相当する職が設置されている場合に限り適用し、４級の欄は、統括技能長又はこれに相当する職が設置されている場合に限り適用する。